

介護職員等処遇改善加算に係る取組について(見える化要件)

当事業所では、介護職員の処遇改善を目的として介護職員等処遇改善加算Ⅲを算定しております。

当該加算の算定にあたり、職員の賃金改善に加え、以下のとおり職場環境等の改善に取り組んでおります。

【入職促進に向けた取組】

- ・法人や事業所の経営理念や支援方針、人材育成方針、その実現のための施策、仕組みなどの明確化
- ・他事業者からの転職者、主婦層、中高年者等、経験者、有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

- ・働きながら国家資格等の所得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援

【腰痛を含む心身の健康管理】

- ・事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

【生産性向上のための取組】

- ・業務手順書の作成や、記録、報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
- ・業務支援ソフト(記録・情報共有・請求業務転記が不要なもの)情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入

【やりがい・働きがいの醸成】

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉、介護職員のきづきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・支援の好事例や、利用者や家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

当事業では、今後も職員が安心して働き続けられる環境整備に努めてまいります。